

第 139 回高知県都市計画審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 28 年 12 月 22 日（木）13 時 30 分～14 時 50 分
- 2 開催場所 高知県民文化ホール 事務棟 4 階「第 6 多目的室」
- 3 出席委員 青木章泰、磯部雅彦、稲田知江子、小田切泰禎、片岡万知雄、康 峪梅、小坂雄一郎、竹内光生、政岡慶子、横山桂子、田中 徹、橋本敏男、林 康夫（代理）、山田敬二（代理）、山内 明（代理）、谷口佳史（代理）
(計 16 名)
- 4 欠席委員 大倉美知子、林幸一、岡崎誠也、竹村邦夫（計 4 名）
- 5 出席幹事 杉村課長（農業政策課）、山下課長補佐（政策企画課）（計 2 名）
- 6 欠席幹事 神田課長（地域福祉政策課）、鍵山課長（商工政策課）、野並課長（土木企画課）（計 3 名）
- 7 事務局等 中村河川国道事務所調査課、黒潮町まちづくり課、四万十市まちづくり課、高知県土木部都市計画課（計 12 名）
- 8 審議事項 付議事項
 - 1) 幡東都市計画道路（1・5・2 号佐賀四万十線）に変更について
 - 2) 中村都市計画道路（1・5・1 号佐賀四万十線）に変更について報告事項
 - 1) 都市計画区域マスタープラン改訂素案について

■事務局

ただ今から、第 139 回高知県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、高知県土木部都市計画課、課長補佐の秋元でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。当審議会委員 20 名のうち代理委員を含めまして、16 名の方のご出席をいただいております。当審議会条例第 5 条による会議の成立の要件であります 2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいておりますので、本日の審議会が成立していることを、まずご報告いたします。また、本審議会は高知県都市計画審議会運営要綱第 9 条の規定により、公開としており、傍聴席を設けております。

それでは、委員の皆様、お手元の資料の確認をさせていただきます。配布資料は、表紙に記載しております、1～8 まで用意させていただいております。資料 1 次第、資料 2 出席者名簿、資料 3 配席図、資料 4 高知県都市計画審議会条例、同運営要綱、資料 5 議案書、資料 6 付議事項説明資料、資料 7 意見書、資料 8 報告事項説明資料、以上よろしいでしょうか。不足がありましたら、事務局にお知らせください。

続きまして、本審議会は、平成 28 年 8 月 1 日に委員の改選を行っております。改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様のご紹介と、会長の選出をさせていただきます。

まず、委員の皆様のご紹介です。始めに学識経験のある者といたしまして、高知商工会議所会頭 青木委員様、高知工科大学学長 磯部委員様、弁護士 稲田委員様、高知県社会福祉協議会常務理事 小田切委員様、とさでん交通株式会社代表取締役 片岡委員様、高知大学教授 康委員様、公募委員 小坂委員様、高知工業高等専門学校教授 竹内委員様、建築士 政岡委員様、公募委員 横山委員様、なお、公募委員の大倉委員様、高知県農業会議会長 林委員様におかれましては、本日所用により、欠席となっております。

次に、市町村を代表する者として、高知市長 岡崎委員様は、本日所用により、欠席となっております。次に高知県議会を代表する者として、田中委員様、同じく橋本委員様。次に、市町村議会を代表する者として、高知市議会議長 竹村委員様は、本日所用により、欠席となっております。

最後に、関係行政委員としまして、農林水産省中国四国農政局長代理の中国四国農政局 農村振興課長 林代理委員様、国土交通省四国地方整備局長代理の中村河川国道事務所長 山田代理委員様、国土交通省四国運輸局長代理の高知運輸支局長 山内代理委員様、高知県警察本部長代理の交通規制課長 谷口代理委員様、以上で委員の皆様のご紹介を終わります。

それでは、次に会長の選出に移らせていただきます。

会長選出までの間、仮議長の選出をお諮りするところですが、議事の進行上、事務局から仮議長を指名させていただいてよろしいでしょうか。

～異議なし～

ご賛同をいただきましたので、高知県社会福祉協議会 常務理事 小田切委員様に仮議長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ここで進行を交代させていただきます。小田切委員様は仮議長席へ移動よろしく申し上げます。

■ 仮議長

会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます、小田切です。よろしく申し上げます。

当審議会は、都市を形成する根幹的な施設など、県が都市計画を定めるときに、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議し、知事に答申するための重要な機関です。

また、適正・公正な審議をリードしていく会長の責任は重大となります。

会長の選出につきましては、高知県 都市計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定により、学識経験のある者の委員の中から委員の選挙によって定めることになっています。会長に立候補される方、推薦される方、いらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

■ 委員

磯部委員を推薦します。

■ 仮議長

ただいま、磯部委員の推薦がありました。他に立候補される方、ご推薦はございませんか。

無いようですので、それでは当審議会の会長として、磯部委員にご同意いただける方は、挙手をお願いします。

～全員挙手～

全員の賛成により、会長に磯部委員が選出されました。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱第5条の規定により、会長が議長となって会議を主宰することとなっていますので、磯部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

■ 会長

ただいま、会長に選出されました磯部でございます。誠に非力ではございますけれどもも前期に引き続きまして会長職を務めさせていただきます。

この都市計画審議会ですけれども、本県は四国の中でも最も県土面積が広い県であります。平地面積は極めて少なく、土地利用を考える時にはとても色々な条件があって、それを総合的に考えていかなくてはいけないという状況にあるかと思えます。委員のご意見、お知恵を拝借いたしまして、よりよい答申を知事に差し上げられるようにということで努めてまいりますので、ご協力をどうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、会長職務代理者について、当審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきます。会長職務代理者については、小田切委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは、お願いいたします。

次に、当審議会運営要綱第10条第3項に、会長が会議録の署名委員を2名指名することとなっておりますので、指名させていただきます。

今回の審議会は、恐れ入りますが、青木委員と康委員をご指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。

本日は、お手元にありますように、2件の付議事項と、1件の報告事項がございます。

まず、付議事項について、第1号議案と第2号議案は、一体の道路ですので、この2つを一括で審議させていただきます。

それでは、事務局は説明をお願いします。

■ 事務局

高知県土木部都市計画課で計画担当チーフをしております伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案及び第2号議案と、議案に係る意見書が提出されていますので、意見書の要旨と事務局の見解について、あわせて説明させていただきます。

お手元の議案書の1ページをお開きください。まず、第1号議案を朗読させていただきます。

28 高都計第 644 号。平成 28 年 12 月 15 日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。幡東都市計画道路（1・5・2号佐賀四万十線）の変更について。このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する 同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

次のページをお開きください。幡東都市計画道路の変更（高知県決定）。都市計画道路に 1・5・2号佐賀四万十線を次のように追加する。種別、自動車専用道路。名称、番号、1・5・2、路線名、佐賀四万十線、位置、起点、黒潮町佐賀字記念地、終点、黒潮町上田の口字ランヂ、主な通過点、黒潮町入野字南大駄場、区域、延長、約 17,600 m、構造、車線数、2車線、幅員、12m です。

次の構造形式の内訳については、省略させていただきます。なお、こちらの構造形式の地下式とは、道路が 350m以上連続して地下にある区間のことで、地表式とは、地下式以外の区間のことです。また、自動車専用道路の出入口になります I C につきましては、別途図面で説明させていただきます。

次のページをお開きください。こちらが、幡東都市計画道路の変更理由になります。

次のページをお開きください。こちらが、都市計画総括図になり、赤で着色している箇所が今回ご審議をいただきます対象路線になります。図に区画割りをして番号を振ってあります。例えば、図面の中ほどにあります No.7 ですと、次のページに添付しており、図面の番号は、上部のタイトルの横に No.7 と番号が入っています。この図面は、左側が四万十町方面、右側が四万十市方面となっています。以降、道なりに図面を添付しています。道路計画の詳しい説明は、別途資料でさせていただきます。

次に 15 ページをお開きください。第 2 号議案を朗読させていただきます。

28 高都計第 644 号。平成 28 年 12 月 15 日。高知県都市計画審議会会長様。高知県知事。中村都市計画道路（1・5・1号佐賀四万十線）の変更について。

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

次のページをお開きください。中村都市計画道路の変更（高知県決定）。都市計画道路に 1・5・1号佐賀四万十線を次のように追加する。種別、自動車専用道路。名称、番号、1・5・1、路線名、佐賀四万十線、位置、起点、四万十市古津賀字間ノ川本谷ハナ、終点、四万十市不破字平口、主な通過点、四万十市古津賀字川原橋、区域、延長、約 3,840m、構造、車線数、2車線、幅員、12m です。次の構造形式の内訳については、省略させていただきます。なお、こちらの構造形式の嵩上式とは、道路面が地表面より概ね 5 m 以上高い区間が 350m以上連続している区間のことです。また、自動車専用道

路の出入口になります I C につきましては、別途図面で説明させていただきます。次のページから、第 1 号議案と同様に、変更理由、都市計画総括図、計画図を添付しています。

それでは次に、1 号議案及び 2 号議案の詳しい説明をさせていただきます。皆様のお手元には、前方のスクリーンと同じものを資料 6 説明資料としてお配りしていますので、あわせてご覧ください。

まず、道路の名称の番号について説明させていただきます。こちらの 1・5・2 号ですが、1 が区分になり、道路の種類によって番号が決まります。今回は自動車専用道路ですので、1 番となります。次に、5 が規模になり、道路の幅によって番号が決まります。今回は、幅員 12m ですので、5 番となります。最後に、2 ですが、こちらは区分毎の一連の番号になります。黒潮町の幡東都市計画区域には、既に一路線、窪川佐賀線の自動車専用道路を都市計画決定していますので、今回は 2 つ目の自動車専用道路の都市計画決定となり、2 番となります。こちらは、今回都市計画決定をしようとしています都市計画道路の位置図になります。この道路は、四国 8 の字ネットワークの一部を構成するものです。

詳細の図面でお示ししますと、佐賀 I C（仮称）から四万十 I C の区間になります。現在、四国横断自動車道は、高知市方面から、四万十町中央 I C まで開通しています。そこから西につきましては、佐賀 I C（仮称）まで事業化されており、そのうち、四万十町西 I C から拳ノ川 I C（仮称）までの片坂バイパス延長 6.1km については、平成 30 年度に開通する予定となっています。一方、四万十 I C から宿毛方面につきましては、平田 I C まで開通しています。そこから先の宿毛 I C（仮称）までの延長 7.6km につきましては、平成 31 年度に開通する予定となっています。

こちらは、都市計画道路の計画になります。全体延長は、21.4km になりますが、都市計画決定は、都市計画区域毎に行うため、2 つの区間に分けて都市計画決定することになります。まず、黒潮町の幡東都市計画区域につきましては、幡東都市計画道路、延長 17.6km、四万十市の中村都市計画区域につきましては、中村都市計画道路、延長 3.8km として、都市計画決定を行うものです。

I C につきましては、佐賀 I C は、既に都市計画決定していますので、今回の都市計画道路では、赤字で表記しています上川口 I C、大方 I C、古津賀 I C、四万十 I C の全部で 4 箇所となります。なお、I C の名称につきましては、四万十 I C 以外は全て仮称となりますので、説明の中では仮称を省略させていただきます。I C の位置につきましては、防災拠点や市街地、観光地、流通拠点などとの連絡を考慮し、位置を選定しています。なお、古津賀 I C につきましては、四万十 I C との間隔が近接していることや、古津賀地区から四万十市中心地までの国道 56 号が既に 4 車線化されていることを踏まえ、整備費縮減のため、高知方面から降りる車と、高知方面に乗る車のみが利用できる、ハーフ I C となっています。

次に、都市計画道路の目的になります。主な目的は3つあります。まず、一つ目は、防災機能の強化・災害に強いまちづくりを支援するものです。南海トラフ地震発生時の速やかな救命活動や、緊急物資の輸送体制の強化、さらには、災害復旧・復興に必要な道路ネットワークを確立します。次に、二つ目は、安全・安心な医療アクセスの確保です。平時において、迅速かつ確実に救急医療施設や、災害拠点病院へ搬送することができますようになります。最後に、三つ目は、産業・経済の活性化・交流人口拡大に寄与するものです。四国横断自動車道が四万十市まで延伸されることは、本県の西南地域と、高知市をはじめ、四国内や本州各都市との人の流れや物流が効率化され、民間投資の誘発や観光交流の拡大、人口や雇用の増加など、西南地域の発展に大きく寄与するものです。

次に、道路計画の諸元です。事業の種類は、一般国道56号の改築事業、通過する市町村は、黒潮町と四万十市、車線数は、2車線です。道路の区分は、第1種第3級になります。この区分は、道路の種類、存在する地域、地形の状況、計画交通量から、道路の構造基準を区分するものです。設計速度は、時速80km、最小曲線半径は700m、最急縦断勾配は4%、計画交通量は、ICの区間毎に1日当たり7,200台から12,900台となります。

曲線半径と縦断勾配を少し詳しく説明しますと、曲線半径は、設計速度、時速100kmの望ましい値を採用しており、緩やかなカーブとなるように設計しています。縦断勾配につきましては、設計速度、時速80kmの規定値4%を採用しています。

縦断勾配につきましては、地形にあわせた計画とし、先ほどの4%は3箇所のみとなっており、その他は、4%より緩やかな縦断勾配となっています。また、道路の高さを津波浸水予測高さよりも高く計画しています。

道路の幅は12mとし、車が通行する幅は、片側3.5mです。また、今回の計画では、対向車両との正面衝突を防止するため、中央に1.5mの中央分離帯を設け、コンクリート製の防護柵を設けることとしています。

都市計画道路の決定幅につきましては、道路施設として必要最低限の幅で都市計画決定することとしています。都市計画決定幅を平面図に記載したものがこちらになります。盛土や切土、橋梁、トンネルを地形にあわせて平面で示すと、赤色に着色した形になります。都市計画決定用の計画図は、このような形で示しています。皆様のお手元にお配りしています議案書は、こちらの図面となっています。

次に、都市計画決定しますと、先ほどの赤く着色した範囲の区域内で建築物を建築する場合は、許可が必要となります。黒潮町の幡東都市計画道路の区域は、高知県知事の許可が必要になり、四万十市の中村都市計画道路の区域は、四万十市長の許可が必要となります。許可の基準としては、大きく分けて3つあり、2階以下でかつ地階がないこと、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などの構造であること、また、容易に移転、除去できるもの、この基準に合致する場合のみ許可されることとなります。

次に、ルート選定につきましては、黒潮町や四万十市の住民アンケートや幡多6市町村、商工会、農協など関係団体などから意見を聴取し、その結果を踏まえ複数ルートを考案し、農地などを含めた土地利用、走行性、防災面、施工性、維持管理、神社や史跡などの支障物件、経済性について比較検討し、総合的な判断で最適と考えられるルートを選定しています。

次に、現在の都市計画手続きの状況を説明いたします。

まず、都市計画原案を作成し、10月14日から28日までの2週間、一般の方に原案を公開する縦覧を、県庁、黒潮町役場及び四万十市役所で行い、あわせて19日から21日までの3日間、黒潮町佐賀地区、大方地区、四万十市において、住民説明会を開催しました。縦覧期間中には、1名の方から公述の申出があり、11月10日に黒潮町において、公聴会を開催しています。公述内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、公聴会での公述を踏まえ都市計画案を作成し、四万十市長、黒潮町長に意見照会をしています。四万十市長、黒潮町長からは、市や町の都市計画審議会での答申を踏まえ、都市計画案に異存なしという回答をいただいています。

その後、11月25日から12月9日までの間、都市計画案を縦覧したところ、2通の意見書の提出がありました。意見書につきましては、都市計画法において、その要旨を都市計画審議会に提出しなければならないとされていますので、意見書の要旨と、事務局の見解について、後ほど説明させていただきます。

それでは、まず公述の申出内容と、その対応について説明させていただきます。公述者は1名で、申出箇所は、上川口ICの少し東側の黒潮町有井川の西谷地区になります。申出内容は3つあります。

1つ目は、庚申様は西谷地区の守り神であり、また、有井川集落の裏山は津波時の避難場所であるため、避けるとともに、山崩、排水、強風対策などを考慮し、災害のない計画にしてほしい。2つ目は、道路を北側に移動し、騒音・振動など環境に配慮し、縦断勾配も緩くしてほしい。3つ目は、地区の西側の土葬墓は移転に時間を要するため、影響がある場合は、早めに協議してほしい。以上の内容でした。

公述の内容につきまして、事業主体である国土交通省と、所在地の黒潮町と協議をした結果、ルートを変更することとしました。まず、1つ目の対応としましては、赤色の当初案の計画を、青色の変更案まで移動させ、さらに有井川集落の裏山をトンネル構造としたことにより、山崩、排水、強風にも配慮しました。2つ目の対応としましては、1つ目の対応によるトンネル構造により、騒音・振動にも配慮しました。なお、縦断勾配につきましては、地形やコストの面から変更はできませんでしたが、トンネル構造での対応に代えさせていただきます。3つ目は、この道路が事業化され、詳細設計をした際に影響があることが分かれば、早々に協議をさせていただくこととしました。この変更案につきましては、公述者に説明を行い、了承をいただいています。また、黒潮

町において、再度住民説明会を開催し、住民の皆様へもお知らせをしています。この変更案により、本日の都市計画案を作成しています。

次に、意見書について説明させていただきます。資料は、議案書の 21 ページと、資料 7 の意見書の原本になりますので、あわせてご覧ください。まず、1 つ目の意見書について説明させていただきます。場所は、大方 I C の取り付け部になります。意見の要旨は、大方 I C と大方バイパスの交差点を田の口交差点へ集約すること。理由は、2 つあり、1 つ目は、交差点を集約すると事故が減少し、交通安全に寄与する。2 つ目は、交差点間隔が短く、旧道西向きの車が時間帯により渋滞するとの理由です。意見書の要旨に対する見解は、大方 I C を接続する交差点は、国道 56 号大方バイパス事業において整備されているものであり、今回の計画によって新たに交差点を設けるものではなく、I C を接続することにより、三差路の交差点が四差路の交差点に変わるものです。この見解は、1 つ目の理由に対する見解も同様です。

次に、2 つ目の理由に対する見解は、大方 I C を整備することにより、当該交差点及び周辺の幹線道路において交通量が増加することが予測されるため、当該交差点においては、各道路に右折レーン、右折矢印信号機を設け、さらに、当該交差点と周辺交差点の信号機の連動により、円滑な交通処理を図る予定としています。

次に、2 つ目の意見書について説明させていただきます。場所は、上川口 I C と大方 I C の概ね中間にあたります早咲地区になります。意見書の要旨は、高知県にとって財産である黒潮町の最優良団地、国営圃場ヤモウヂ団地、早咲団地、県営圃場を潰さない計画にしてほしい。

理由は 3 つあり、1 つ目は、ルートは、アンケート結果も踏まえ決定したとのことだが、アンケートを知らない人も多い。また、回答者は、黒潮町全体のことを考えて回答したとは思えない。こんな重要な事項は、決定前に町内関係団体代表者に協議が必要だったのではないか。農業委員会など町民がルート案を知らされたのは国土交通省の決定後であり、あきらめムードであったと聞く。

2 つ目は、整備費を少なくするため当該ルート案にしたとのことだが、ルート上の農地は税金を使って圃場整備した優良農地である。早咲地区は、気温、風通し、用水、排水共に県内トップレベルの優良農地であり、できるかぎり山側ルートにすべき。また、入野地区は平地が狭く、西南大規模公園の道路、大方バイパス、現国道と近接しており、高速道路を近づけるべきではない。

3 つ目は、計画道路は、津波時の避難場所として使えると聞いたが、近くには高い山がある。また、津波が 34m と予測されているのに、道路の高さは 13m であり、不安で避難場所にはならない。さらに、道路が海側にあれば、津波接近を知る障害となる。

意見書の要旨への見解は、計画ルートは、町民アンケート、市町村や商工会など 34 団体の意見聴取や、道路利用者の意見聴取の結果を踏まえ、複数ルートを考案し、土地利用、走行性、防災面、施工性、維持管理、史跡などの支障物件、経済性について、

比較検討し、総合的な判断で最適と考えられるルートを選定しています。なお、当該農地は平地に幅広く面的に分布しており、避けては通れないため、極力影響が少なくなる計画としています。参考に記載していますが、黒潮町・四万十市の農業委員会からは、この計画ルート案について、支障なしとの回答をいただいています。

次に、1つ目の理由に対する見解は、要旨の回答と同様です。なお、アンケート及び意見聴取での主な意見（回答）としては、災害発生時に円滑な救命救急活動のため、地域の防災拠点施設と連絡できることや、現国道56号の代わりとして利用できることでした。また、津波発生時に避難路と連携し、一時的に避難場所として活用できることや、休憩施設の整備などの意見をいただいています。

次に、2つ目の理由に対する見解は、要旨の回答と同様です。

次に、3つ目の理由に対する見解は、最大津波高さが約34mと予測されているのは、黒潮町佐賀地区の一部です。当該地区、浮鞭～入野地区の最大浸水深さは、最新の科学知見に基づき、発生しうる最大クラスの津波予測で10m程度と予測されており、また、地盤沈下が起こる可能性も考慮して、道路の計画高さを、現地盤から約13mとしています。なお、東日本大震災では、道路の盛土が堤防の役割を果たしたとの実績も報告されています。

以上が意見書の要旨と事務局の見解です。この見解をもって、計画ルート案で都市計画決定をさせていただきたいと考えています。また、意見書を提出されました方々には、同様に、この見解で、回答させていただきたいと考えています。

最後に、今後のスケジュールを説明します。本日、付議しています議案について、原案の通りで答申をいただきますと、その後、国土交通大臣の同意をいただきまして、都市計画決定の告示ということになります。

以上で、第1号議案、第2号議案、及び意見書の要旨と見解について、説明を終わります。

それでは、最後に今回の計画について、イメージを掴んでいただくため、VRを活用して映像で説明させていただきます。映像は、佐賀ICから四万十ICの間、約4分になります。

こちらが、佐賀ICになります。ICを過ぎると、国道56号、伊与木川を橋で越え、トンネルに入ります。馬地川を橋で越え、一番長い2.1kmのトンネルに入ります。伊田川の上流部でトンネルに入ります。トンネルを出てから、有井川を橋で越え、西谷集落の山側を短いトンネルで通過します。しばらく進むと、為の川を橋で越え、さらに、蜷川と県道を橋で越えます。幡多青少年の家の山側に、上川口ICと休憩所を設けます。休憩所と取り付け道については、県と黒潮町の整備になりますので、今回の都市計画には含まれていません。ここからは山を切り開いて、くろしお鉄道の近くを通ります。東分川を橋で越えると、右にはゴルフ場が広がります。県営・国営の圃場整備箇所の一部を通り、大方誠心園と国道56号の間を通ります。県営・国営の圃場整備箇所の一部を

盛土で通過し、県道を越え山に入っていきます。錦野団地の北側を通り、黒潮町役場の移転先の北側を通ります。そこから少し行ったところに大方 I C ができます。I C は、現在の国道と大方バイパスの交差点部に取り付きます。I C を過ぎると、緑野団地の北側でトンネルに入り、グループホームの北側の山を切り開いて、蛸瀬川を橋で渡ります。そこからは、国道 56 号に近いところを進み、逢坂トンネルの北側を通り、トンネルに入ります。トンネルを出ると古津賀 I C に出ます。I C は、古津賀第一団地の黒潮町寄りに取り付きます。国営の圃場整備箇所の一部を通り、区画整理された住宅地の北側の山を切り開いて進みます。市道と国道、後川、くろしお鉄道を橋で渡し、そこからは国道の横を高架橋を進み、四万十 I C につながります。

以上で事務局からの説明を終わります。

■会長

はい、どうもありがとうございました。只今、第 1 号議案と第 2 号議案について、まとめて説明をしていただきました。また、意見書の概要について説明をいただきまして、全体に関して、どこからでも結構ですので議論をしたいと思います。何かご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。どうぞ小坂委員。

■委員

質問というか、意見書にも関わってくるんですけど、ルート決定に際し、なにを重視されたかということで、経済性とか広域性とか安全とか色々あると思うが、ルート何案かあるにしても、基本的に一番重視されるのは、重視されるというか、ルートという特性のものがあるのかというよりも、先にそれぞれのインターチェンジ、これがどこを起点にして、それが重視されるのかどうか。また、インターチェンジが決まるのか、それか全体に通しますよということで、後から決まるのか、一番経済性のあるルートが決まって、それからインターチェンジをここここにするのか、どちらを先に優先するのかを教えてください。

■会長

原案を作るに際しての考え方のご質問ですので、事務局から説明をお願いします。

■中村河川国道事務所

中村河川国道事務所の副所長の坂井でございます。インターチェンジの話なんですけれども、ルートそのもの決める前に計画段階評価ということで、住民のアンケート等を含めて、まずルート帯幅 1 km、道路の幅 1 km の幅でルート帯というものをまず示してございます。その中に色々な住民アンケートの中に防災拠点との連結とかということで、インターチェンジの連結位置、これがまず決まってございます。今回都市計画を打つのは、1 km の幅の中で細かい検討を加えて、実際の道路のところの位置を落としたということでございます。そういう意味では、先ほどのご質問にあっているかどうか分かりませんが、ルート帯を決めた時にどの付近にインターチェンジを設けるという連結位置も含めて事前に住民の方々に既にお示しをしていたということでございます。

■会長

小坂委員どうですか。

■委員

意見書に関わってくるんですけども、優良団地、農場ですね、これを潰される地域というのは、農家の方は当然そう思われているのですが、結局、ルートが決まるときにインターチェンジ、色々な連携でまずインターチェンジが決まって、そこで当然最も効率のいいところとなると、どうしても街の方によってくるということで、圃場整備のところを通らなければいけない、そういう説明をされたのかどうか分かりませんが、そういうのが重要なのかなと、それと意見書に対して抽象的には書かれていますが、検討しましたとあるのですが、実際にインターチェンジから圃場整備のところ北側に向けて山の方に行くことによって、どれくらい経済性が、より広さが掛かるのか、細かい数字を検討されてお答えしているのか、そこまで公で言えないものなのか。それぞれ抽象的に書かれていますが、実際に意見書に対する回答でどのくらい調整が沢山出たのか、示されたのか。

■会長

定量的なもの定性的なもの色々あると思います。事務局からお答えをお願いします。

■中村河川国道事務所

中村河川国道事務所の調査課長をしています平口と申します。よろしくをお願いします。

今回意見書を出された方は、実は、私どもの事務所の方にも一度来られまして、細かい説明は差し上げてございます。先ほども言いましたとおり、防災拠点と繋がなくてはいけないので、少し街側に寄っていますよというお話、それとインターチェンジは、当然国道 56 号だとか現道とか利便性のいいところに付けないといけないので、こういうところになりますというお話、そして先ほど申しました 1 km というルート帯の中で経済性とか利便性とか、そういったものを考慮するとどうしても、これが言われている早咲の県営圃場整備なんですけれども、1 km の圃場整備の中に全て入ってしまっている大きな圃場整備でございます。ここはどうしても避けては通れませんということで、それでもできるだけ下の方で、できるだけ影響を少なくするようなところを選んで通ってございますということを説明は差し上げています。

■会長

小坂委員よろしいでしょうか。それでは、その他についてご質問、ご意見をお願いします。政岡委員どうぞ。

■委員

先ほど見せていただいたバーチャルの映像は、大変分かりやすいと思うのですが、一般の方が目につくようなところに、ホームページにはアップはされているものなのでしょうか。

■事務局

高知県のホームページにはアップはしておりません。大変容量が重くてアップできる容量ではありません。150MB くらいありますので。

■委員

県のホームページで見られるとか、せっかく作られているので県民の皆様に見ていただけたらいいのかなと思います。

■事務局

工夫して対応できるように考えてみます。

■委員

あと1点、意見書の中にもあったと思うのですが、道路の計画の高さが全て津波の予測の高さよりも高く設定されていると、大変いいことだと思うのですが、よく事故や災害が起きた時に「予想を上回るようなものが来ました」と言うようなこともあると思うので、そこに行ったら必ず大丈夫という印象を与えるのではなくて、もっとよりよい高いところがあれば行っていただければいいと思うので、予想よりは上回ったところにはあるけれども、よりよく安全なところに避難してくださいねということは、言うべきではないかなと思いました。

■会長

それについていかがでしょうか。

■中村河川国道事務所

先ほどのバーチャルリアリティの方は、都市計画の住民説明会で住民の方々にこの画像は流して説明はさせていただいております。特に隠すようなものではないので、ホームページへアップするかどうかは別にして、今後事業を進めていくうえでは、バーチャルリアリティみたいな画像をもってご説明は今後進めさせていただきたいという思いはございます。

津波については、道路の高さについては当然余裕をもっているのですがけれども、災害に強いまちづくりの中で、より高いところへ、とにかく逃げてくれと、いうところはまちづくりの中で、当然避難場所も含めて、避難路のルートも含めた総合的な防災対策の中で進められていくものだと思っているのですがけれども、とりあえず道路としては、2次避難場所というよりは、1次的に避難する場所と、時間的に到達時間が非常に短いものですから、1次避難場所としてご活用をしていただけるように道路事業を進めていけば、避難路の階段とか当然地元の方々とお話をさせていただきながら進めていきますし、そこよりもなお一層高いところに逃げていただくと、いうようなことも当然ご説明をさせていただきたいと思っています。

■会長

よろしいでしょうか。他にいかがですか。どうぞ横山委員。

■ 委員

四万十市の横山と申します。計画ができてからかなり実際に通れるようになるまで時間がかかることだと思うのですが、本当にタイトルにあるように命の道です。特に、(旧) 大方町は津波が高く想定されているところでもありますので、なんとか一刻も早く計画及び整備をしていただけるように、是非ともお願いしたいと思います。

■ 会長

いかがでしょうか。

■ 中村河川国道事務所

いつできるかというのは、都市計画の段階では言えませんけれども、まず事業化をしていくことが大事だと思っているので、都市計画そのものが合意されれば新規の事業化に向けて、私どもは最大限努力していきますし、事業化がなされれば、より早く開通できるように一生懸命がんばっていきたい、そういう思いでございます。

■ 会長

他にいかがでしょう。どうぞ。

■ 委員

意見書の回答は、わりと定性的な回答と自分は感じますが、通常こういう回答もあるのでしょうか。例えば見解のところ、関係多くの団体の方とは十分に経済性等々について、判断していますけれども、その時点で経済性だとか、ここにある維持管理だとか、定量的にお示しをしたような中で、その関係団体の方々はOKをしているようなものなのか、そこまでではなく、もう少し大きなもので対比をして、それぞれの団体様がOKをした、だからこの方については、そういう手続きを踏んでいますから、ちゃんとしたものですよという回答になっているのか、そういう定量的なものはどこかで示されているのか、それをお聞きしたい。

■ 会長

どうでしょうか。

■ 中村河川国道事務所

定量的に細かいコストが何億、何十億かかるという細かい数字まではお示しはさせていただいておりません。ただ、1 km というルート帯というものを、3ルートお示しさせてもらって、その中から1つのルート帯を決めてきた、これは合意をしながらやってきていますので、一つの1 km のルート帯は中で決めてきました。その1 km の中で色々な、ゴルフ場とかくろしお鉄道だとか、そういう連結する防災拠点とか、そういうもののルートを色々比較検討した中で、この1ルートを決めてきたわけですが、個々に3ルートの中でこれがいくらというコスト的に安いという資料は当然作ってきているのですが、それを隅々まできめ細かくすべて説明したという状況ではないと感じています。ただ、コース比較は当然やっているわけですが、その細かい数値までは出してないというところです。ただ、ここに何があるからここを通る、ここに何が

あるからコントロールポイントを避けて通る、そういう説明については十分してきたと思っております。

■会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。どうぞ。

■委員

ルートを見させていただいたのですが、遺跡を通っているようなところがいくつかあると思うのですが、これは調査なんか不要だとか、そういうことはないのですか。

■会長

いかがでしょう。

■中村河川国道事務所

場合によりけりですけれども、事業をやる前に当然埋蔵文化財の調査を行います。試掘というものをやって、試掘の結果そのまま特に重要なものではないということで、そのまま調査をしないのがありますし、重要な遺跡があれば、当然埋蔵文化財の調査を行うということで、当然発掘調査、県あたりの埋文調査センターあたりの方に委託をして埋蔵文化財の調査を行っていただくということで、まだ今の段階で、この幅の中でどれほどの埋蔵文化財調査があるかどうかということは、現時点においては未定でございます。ただ、本当に重要な遺跡があるということになると非常に重要な問題になるのですけれども、その辺は加味しながらルートは引っ張っているつもりでございます。

■会長

よろしいでしょうか。他にいかがですか。もしないようでしたら、取りまとめたいと思いますけれども、最初に総合的ということなんですが、色々な要素を加味して、この都市計画の案を作っていただいたということで、重要度等をどういように加味したかということがありますが、中々要素が非常に多岐にわたって沢山あるので、どの順番でどう考えたかというのは整理しにくいのかもしれませんが、ご説明でおわかりと思いますけれども、道路のまさに線形である急カーブはいけないとか、急勾配では造れないとか、あるいは使い勝手がよくないといけないとか、それから津波防災に関しても、安全でなければいけないとか、いろんなことを加味して、最終的に定量的に説明をしたかということについても、微妙なところであれば定量的に数値を出さないといけないのかもしれませんが、大きなところ言えば、例えば、全部トンネルを掘ってしまえば工費が莫大なものになるというのは、これは1 m当たりいくらという計算で直感的に分かりますし、また、色々な埋蔵文化財というお話も出て、それが既に明確にあることが分かっているということであれば、それは避けなければいけないということは初めから織り込むことができますし、そのことがあったので、御神木があるようなところについては、あらかじめルートを動かして原案を作っていただいたというふうになっているかと思えます。

それに加えて、バーチャルリアリティを公開してほしいというそういうご意見も出ました。できるだけ説明の時には使っているという事務局の説明でもあったと思いますので、これは技術的な問題もあるので、基本的には是非沢山の人に見ていただくという方向性ではありますが、後は技術的にできる範囲で積極的にやっていただきたいということになると思います。

そのうえで、できるだけ早くこの道路の実現するようにしてほしいという、ここの審議事項からは、ちょっと違うのかもしれませんが、そういうご要望のような意見もいただいたということだと思います。

それから、説明については、特に公述のあった方、あるいは、意見書の提出のあった方には、丁寧に対応して個別にご説明をしているということでもありますので、対応は適切にやったださっていると思いますが、まだこの段階では、都市計画決定の段階ですから、実際に設計をし、また施工をするという段階でも色々な説明は必要になってくるかと思っています。それは対応を是非よろしくお願ひしたいと思っています。

全体を見たところ、特に案について、変更の必要はありというようなご意見はなかったと思いますので、このままお認めするというので、決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

どうもありがとうございました。それでは、この原案どおり決定するというにさせていただきます。

それでは、報告に移りたいと思います。事務局から報告事項について説明をお願いします。

■事務局

それでは、都市計画区域マスタープランの改訂について、ご報告させていただきます。皆様のお手元には、前方のスクリーンと同じものを、資料8説明資料としてお配りしています。また、都市計画区域マスタープラン素案の概要版をお配りしています。お配りしていますのは、高知広域、東部圏域、中央圏域、高幡圏域、幡多圏域の5つになります。

都市計画区域マスタープランの改訂につきましては、平成27年8月4日に開催されました第138回審議会でも、改訂の着手と作業スケジュールについてご報告させていただいておりますが、本年8月に委員の改選がございましたので、高知広域都市計画区域マスタープランの概要版をもって、改訂素案の概要と今後のスケジュールについて、改めて説明させていただきます。

まず、最初に、高知県における都市計画区域ですが、現在、16の都市計画区域がございます。着色している区域が都市計画区域になります。このうち、県の中心部で赤色の区域が、高知市、南国市、香美市、いの町で構成する高知広域都市計画区域になります。こちらは、県内で唯一区域区分を定めており、区域区分は、一般的に線引きと呼ばれ、

優先的かつ計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」を区分しています。また、県西部の緑色の区域は、四万十市の中村都市計画区域と宿毛市の宿毛都市計画区域です。こちらは、それぞれの地域の特性に応じて、建築物の用途や建ぺい率、容積率などを定めた用途地域を指定している区域になります。最後に、東洋町から土佐清水市までの青色の区域は、都市計画区域のみを指定した区域となっています。

この都市計画区域においては、県が広域的な見地から、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、その実現に向けて都市計画の基本的な方針を示す「都市計画区域マスタープラン」を定めることとなっています。都市計画区域マスタープランは、平成 12 年の都市計画法の改正で法定化され、経過措置として、平成 16 年 5 月までに策定することとされたことから、本県においては、平成 16 年 3 月に策定しています。マスタープランで定める項目は、都市計画の目標、区域区分の有無及び方針、主な都市計画の決定の方針となっています。また、市町村においても、都市計画区域マスタープランや市町村総合計画などに即して、地域に密着したまちづくりの観点から、都市計画の目標や将来の構想、都市整備の具体的な方針を市町村マスタープランに定めることとなっています。

平成 16 年に策定しました現在の都市計画区域マスタープランを簡単に説明します。

まず、前回策定時の主な課題は 4 つございました。1 つ目は、人口の長期的伸びが期待できない状況での少子高齢化社会を前提とするまちづくり。2 つ目は、一次、二次産業が減少し、三次産業が増加していく、産業構造を見据えた都市基盤整備の展開。3 つ目は、適正な規模の市街地を形成しつつ、既存集落の衰退への対策。4 つ目は、安全・安心なまちづくりです。この課題を踏まえ、まちと緑が身近に出会う美しいまちづくりなど、3 つの基本理念と目標を設定し、まちづくりを進めてきました。

しかしながら、策定から 10 年が経過し、急速な人口減少や中心市街地の衰退など、社会情勢が変化してきたため、これに対応すべくマスタープランを改訂することとなりました。改訂作業につきましては、平成 22 年に学識経験者や関係市町で構成する都市計画区域マスタープラン策定委員会を設置し、改訂素案まで作成しましたが、平成 23 年の東日本大震災が発生したことを踏まえ、南海トラフ地震への対応を見直すため、改訂作業が延期になっていました。その後、南海トラフ地震への被害想定や、東日本大震災での復興の対応状況が公表されたことなどから、平成 27 年度から改訂作業に着手しています。

こちらは、現在のまちづくりにおける現状と課題になります。まず、一つ目が人口減少の進展です。平成 22 年の国勢調査の結果から、将来は急速に人口が減少し、平成 52 年には、人口が 24%減少する推計となっています。この人口減少に伴い、一層まちの活力が低下していくことから、一定の人口密度を維持できる、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

次に、高齢化の進展です。65歳以上の人口推計では、横ばいとなっていますが、人口減少により、65歳以上の人口の占める割合は上昇していきます。このため、日常生活や移動などに不安を抱える方々が増加することから、住まいの近くで日常的な生活サービスが受けられるようにしていくことや、公共交通を充実させ、暮らしやすいまちを実現していく必要があります。

次に、中心市街地の衰退です。店舗数は減少しているにもかかわらず、空き店舗率は上昇しています。まちの中心部においては、空洞化や商業力の低下でまちの活力が一層低下している状況であるため、中心市街地の再生や産業振興による、「にぎわいのあるまち」にしていく必要があります。

次に、南海トラフ地震による被害想定です。高知広域都市計画区域においては、市街化区域の39%が浸水すると予測されています。このため、近年の局地的な集中豪雨なども含めた、自然災害のリスクに対応するため、河川堤防の耐震化や液状化対策などのハード対策と、地域の特性に応じた避難体制づくりなど、ソフト対策の充実・強化が必要となっています。

これらを踏まえた、改訂のポイントがこちらになります。ポイントは3つあります。

まず、一つ目が、県や市町村が昨年度までに策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、日常生活に必要なまちの機能が住まいの身近なところに誘導され、これらに公共交通でアクセスできるコンパクトな都市を形成すること。

次に、二つ目が、東日本大震災での教訓を南海トラフ地震などの自然災害に活かすため、災害の発生に備えた事前の準備や災害発生後の、応急、復旧、復興の各段階に備えた、多重防御型まちづくりを推進すること。三つ目が、災害リスク軽減のための高台移転や既存コミュニティの維持、産業の活性化など、市町の実情に応じた開発許可制度の運用や、自助、共助、公助、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりの推進です。

次に、都市づくりの目標としては、3つございます。

まず、一つ目が、まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくりとして、既存の都市基盤施設などの有効活用や再編を進め、効率的な都市運営を図り、また、秩序ある土地利用規制により、次世代に引き継ぐべき生活環境の保全を図るとともに、豊かな自然・歴史・文化をまちづくりに活かします。

二つ目は、安全を確保し、生活が息づくまちづくりとして、南海トラフ地震などの自然災害に備えた、多重防御型まちづくりの推進や、徒歩などで移動し、暮らすことが可能な拠点機能を強化し、人口誘導を図るための生活環境づくりを推進、さらに、歩いて暮らせるための交通環境の改善を図ります。

三つ目は、共に助けあう、協働のまちづくりとして、すべてのひとが暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応したまちづくりを進めるとともに、自助・共助を強化しつつ、行政・住民・地域が一体となった協働のまちづくりを進めます。

次に、土地利用の方針です。

業務地については、本県の中心的な業務地で、広域拠点となる高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域について、土地の高度利用を進め、業務サービス機能の更新や誘導を促進し、機能の強化を図ります。

商業地については、地域拠点となる南国市、香美市、いの町の中心部の地域を商業集積地として、地域住民へ多様な商業サービスを提供する機能を誘導し、にぎわいのある商業地の形成を図ります。

住宅地については、日常生活に必要な利便施設などの誘導、低未利用地の有効活用や、空き家の利活用と適正管理、老朽住宅の建て替えなどを促進し、良好な住環境の形成により、人口の定着を図ります。

工業地については、高規格道路や高知港、高知龍馬空港などの交通機能を活かしながら、産業の高度化などの動向に対応した基盤整備により、事業所の良好な操業環境の維持・創出を図ります。

流通業務地については、高規格道路や高知港などの交通機能を活かしながら、既存の流通業務団地や弘化台、高知港など、既に施設が集積している地区や、IC周辺などに誘導することにより、流通拠点としての機能の強化を図ります。

市街化調整区域は、南海トラフ地震へ備えるための高台移転や、既存コミュニティの維持、産業の活性化などを図るため、市町の実情に応じた開発許可制度の運用を行います。

次に、都市施設の方針としては、都市拠点の形成を支援する交通軸の形成や、人口減少、高齢化が進展する社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指すとともに、地域の実情に応じた下水道の整備などにより、生活環境の向上や河川などの水質保全に努め、すべての人が暮らしやすいまちづくりに向けた都市基盤整備を進めます。

次に、市街地開発事業の方針としては、木造密集住宅地など、都市基盤が脆弱な地域では、市街地開発事業の実施や建築物の不燃化・難燃化、空き家の適切な管理・利活用、老朽建築物の建替促進、区画道路の整備や公園・緑地の確保など、よりよい住環境の形成に向けて、地域の実情を踏まえながら、適切な取組みを進めます。

次に、都市防災の方針としては、台風や局地的な集中豪雨、南海トラフ地震などの自然災害に対する備えを強化し、安全・安心なまちづくりを進めます。

また、南海トラフ地震などの大震災発生後の早期復興の取組みとして、平成28年3月策定の「高知県震災復興都市計画指針」を活用した、都市基盤の迅速な復興のための事前準備を進めます。

次に、自然環境の整備、保全の方針としては、四国山地や物部川、仁淀川、桂浜など、優れた自然景観、豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった良好な都市環境を形成します。

次に、福祉のまちづくりの方針としては、道路や公園などの都市施設、病院などの公

益施設、バス、電車などの公共交通のバリアフリー化の推進や、ユニバーサルデザインに対応した、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

また、都市景観の方針としては、森林県としての豊富な資源を活用し、高知らしさを前面に出した景観形成の推進や、市街地周辺に広がる美しい田園環境や自然環境を保全するなど、特色ある独自の地域性を活用した景観づくりを進めます。

これからのまちづくりは、人口減少や高齢化、地域のつながりの希薄化などに対応していくため、行政主導の取組みに加え、自助、共助を強化し、住民が主体となって取り組むことが重要となります。

そのため、住民と行政がまちづくりについて、計画段階から共に検討していける仕組みづくりや、住民と行政、民間事業者などの専門家、さらに、それらをつなぐまちづくりNPOなど、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりを進めます。

その他、新たな取組みとして、高知広域都市計画区域以外の都市計画区域においては、人口減少や高齢化の更なる進展を踏まえ、これからは都市間で補完しながら、持続可能なまちづくりを進めていくため、買い物や通勤通学など、日常的な結びつきが強い地域を「圏域」として設定し、一体的にまちづくりを進めていくこととしています。

このため、高知広域都市計画区域以外を、東部、中央、高幡、幡多の4つの圏域に分け、圏域マスタープランを策定することとしています。

最後に、改訂に向けた今後のスケジュールについて説明します。

本年度は、12月3日から16日まで、都市計画区域を有する20の市や町において住民説明会を開催し、さらに、先週の金曜日の16日から1月20日までの間で、パブリックコメントを実施しています。今後は、住民説明会やパブリックコメントの意見をまとめ、県庁の各部局や関係市町に意見照会を再度実施し、対応方針を決めたうえで、当審議会にお諮りし、素案を確定したいと考えています。来年度からは、この素案を基に、都市計画法に基づく手続きに入り、都市計画区域マスタープランを都市計画決定したいと考えていますので、よろしくお祈りします。以上で、都市計画区域マスタープランの報告を終わります。

■会長

ありがとうございました。ただいまご説明がありましたように、今日は経過報告ということでございます。ご説明に対して何かご意見、ご質問等ございましたら、是非よろしくお祈りいたします。いかがでしょうか。いろんな要素が入っていて、都市計画のマスタープランを作る時、どの要素を取るべきか、すごく悩まれる所だとは思いますが、

竹内委員お願いします。

■委員

改訂に向けた今後のスケジュールのところで、今日が12月22日で、パブリックコメントとして12月16日から1月20日行うということですが、16日から今日までの間で出てきたパブリックコメントのうち、もし紹介が可能なものがあれば、その意見等踏ま

えて委員もイメージができるかと。

■事務局

現在2通出てきております。2通目は、昨日だったと思いますけれども、1通目を出された方は、安芸市の説明会に参加された方でした。その方だけご紹介しますと、公共施設が既に老朽化していると、国の施設、安芸市役所ですね。そういったものを建て替える際に、バラバラに建てるのではなくて、津波の関係もあるので、1箇所の高台に集約することが大事だと、まさにコンパクトシティの都市機能を誘導する施策ですね。そういった考えを発言されていました。その内容通りに意見書もなっております。私たちが今考えているマスタープランの方向性なんですけれども、ただその、まちづくりは基本的に市が考えることになっておりまして、一体的に国の機関も含めてとなるとかなり調整もいるでしょうから、安芸市さんにもお伺いしながら、当方で回答を作りたいと考えております。

■会長

よろしいでしょうか。他にいかがですか。

■委員

まだ途中経過ということで、おおむねこういったことになるのかなという風に思いますけれども、先ほどお話の中でもありました、私は建築が専門ですので、住宅地などの空き家の利活用、そしてここには書かれていませんけれども、規制緩和のことを言われたように思いますが、田舎の方を都市化していく必要はないと思いますけれども、高知市、いの町、南国市、割と市内に近いような開発されているところも市街化調整区域というところがありまして、そこにある空き家をなんとか活用していこうと思っても、かなり規制・ハードルが高くて、それを利用していけない状態にあると思うんですけれども、その辺をできるだけ運用していけるような計画にさせていただけたらと思います。

■会長

要望ということなので、事務局はそれを参考にさせていただけたらと思います。

他にいかがでしょうか。

なかなかマスタープランというのは、白紙に絵を描くのではなく、現状をどうするかということなので、非常に難しい面もあると思います。特にこの中では、コンパクトシティ化という言葉、集中させるという言葉と、それから、いろんなところに配慮が必要で、分散してくるという要素がありますので、その兼ね合いが非常に難しくなると思います。ただ一方で、今のパブリックコメントのインフラの整備、あるいはメンテナンスを考えると、コンパクトシティ化をして効率を上げていくことは当然しなければいけないことなので、そこら辺りが、長期的に順調にやっていけるような案になるといいと私も思っています。

他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、もし無いようでしたら、パブコメも今募集中ということですので、結果な

どを見てまたまとまった段階でこの審議会で審議いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議については、これで終了いたします。進行を事務局へお返ししたいと思います。ありがとうございました。

■事務局

委員の皆さま、本日は2件の議案をご審議のうえ承認いただき誠にありがとうございました。また、報告させていただいたマスタープランにつきましても、貴重なご意見をいただきましたので素案策定に向けて検討させていただきます。以上をもちまして、第139回高知県都市計画審議会を閉会します。委員の皆様、どうもありがとうございました。

以上